資料２

京都府国民保護計画（素案）の主な修正点

第１編　総論

該当箇所	旧　（素案）	新　（計画（案））	備　考
第４章 府の地理的・社会的特性 （７）自衛隊等施設 （Ｐ１１）	(7) 自衛隊施設 府内の自衛隊施設は、陸上自衛隊中部方面隊の福知山駐屯地（福知山市）、桂駐屯地（京都市）、宇治駐屯地（宇治市）、大久保駐屯地（宇治市）のほか、祝園弾薬支処（精華町）がある。 また、海上自衛隊の施設として、舞鶴市に舞鶴地方総監部や舞鶴航空基地隊などが所在している。	（７）自衛隊**等**施設 府内の自衛隊施設は、陸上自衛隊中部方面隊の福知山駐屯地（福知山市）、桂駐屯地（京都市）、宇治駐屯地（宇治市）、大久保駐屯地（宇治市）のほか、**祝園分屯地**（精華町）が、海上自衛隊の施設として、舞鶴地方総監部、舞鶴航空基地隊（舞鶴市）が、**航空自衛隊の施設として、経ヶ岬分屯基地（京丹後市）などがある。**　また、**第八管区海上保安本部（舞鶴市）**が所在している。	経ヶ岬分屯基地（京丹後市）、第八管区海上保安本部を追加
（８）その他の特性等 （Ｐ１１～１２）		**隣接する福井県には、様々な種類の原子力発電所が立地されており、特に、舞鶴市と綾部市の一部は、高浜発電所の10キロ圏内に位置する。**	舞鶴・綾部市をはじめ府の大きな社会的特性であることから。

第２編　平素からの備えや予防

該当箇所	旧　（素案）	新　（計画（案））	備　考
第８章 要配慮者等への支　援体制の整備 （２）要配慮者等への情報伝達体制の整備 ①　府の支援等 （Ｐ３９）	また、**放送事業者との協力関係の構築**やＩＴによる情報の伝達や安否確認のシステムの構築に努めるなど必要な支援を行う	また、ＩＴによる情報の伝達や安否確認のシステムの構築に努めるなど必要な支援を行うとともに、**放送事業者へ迅速かつ的確に情報が伝達できるよう平素から意思疎通を図る。**	放送事業者との平素から意思疎通が重要であることから
第９章観光旅行者等の保護 （２）観光旅行者等への情報提供 （Ｐ４２）	府は、市町村と連携し、観光旅行者等への情報を的確かつ迅速に提供できるよう、情報提供窓口の設置や**放送事業者をはじめ報道機関との連携強化や**ＩＴによる情報等の伝達システムの構築に努める。	府は、市町村と連携し、観光旅行者等への情報を的確かつ迅速に提供できるよう、情報提供窓口の設置やＩＴによる情報等の伝達システムの構築に努める**とともに、放送事業者へ迅速かつ的確に情報が伝達できるよう平素から意思疎通を図る。**	同　　上

3編　武力攻撃事態等への対処

該当箇所	旧　（素案）	新　（計画（案））	備　考
第１章　実施体制の確立 第１　事態認定前 （Ｐ４４）	情報連絡体制の構成図	**情報連絡体制の構成図を修正**	府警察、他機関との連携を明記
第２　事態認定後 １　府対策本部の設置 （Ｐ４６）	・・・・要請があった場合も、同様とする。	・・・・・・・・・要請があった場合も、同様とする。 **<u>なお、他府県において武力攻撃災害が発生し、内閣総理大臣から対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知がない場合においても、必要に応じ、府緊急事態連絡室を設置する。</u>**	事態認定後でかつ、府対策本部設置の指定がない場合に、緊急事態連絡室などを設置して国民保護措置を実施することを記載
第３章　警報及び避難の指示等 第３　避難の指示等 ２　避難の指示 (4) 住民に対する避難の指示等 （Ｐ６６）		<全文挿入> **③　要避難地域を管轄する市町村長は、知事から避難の指示の連絡を受けたときは、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、府警察の協力を得ながら、速やかに住民及び関係のある公私の団体（自治会等の市町村の実情にあわせて定めておくもの）に伝達するものとする。**	避難の措置の流れを明確に示すため。（市町村長による情報伝達を追加）
(7) 国対策本部長による利用指針の調整 （Ｐ６７）	知事は………状況等を連絡する。 この場合、知事は、国の対策本部長による意見聴取及び情報提供の求めに適切に対応できるよう､避難の現状､施設の利用の必要性や緊急性等について､府の意見や関連する情報をまとめる。	知事は………状況等を連絡する。 **<u>また、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等を把握し、市町村からの意見など関連する情報をまとめ、府として、国の対策本部長による意見聴取及び情報提供の求めに適切に対応する。</u>**	利用指針の策定に当たり、府としての主体的な意見を国に提出する姿勢を明確にするため。
(8) 避難に当たって配慮すべき事項 （Ｐ６８）		<全文挿入> **③積雪時における住民の避難** **府は、積雪時における住民の避難については、避難の経路や交通手段が限定され、移動に時間を要することから、市町村等と連携し、避難住民の健康管理や交通路の確保などについて十分配慮する。**	積雪時の避難の制約等に対する配慮について記載
４　避難実施要領 （Ｐ７２）		<全文挿入> **５　避難住民の誘導** **市町村長は、避難実施要領で定めるところにより、当該市町村職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導するものとする。**	避難の措置の流れを明確に示すため。（市町村長による避難住民の誘導を追加）

6　避難住民の誘導の支援等 （Ｐ７４）		<全文挿入> ⑽　避難住民を誘導する者による警告、指示等 ①　避難誘導を行う者は、法第66条第１項の規定により、避難に伴う混乱等において危険な事態が発生するおそれがあると認めるときは、当該危険な事態の発生を防止するため、危険を生じさせ、又は危害を受けるおそれのある者に対し、必要な警告又は指示をすることができる。 ②　警察官又は海上保安官は、①の場合において、警告又は指示に従わない者がいる場合や警告又は指示を行ういとまがない場合などについては、法第66条第２項の規定により、立入りを禁止し、若しくはその場所から退去させ、又は当該危険を生じるおそれのある道路上の車両その他の物件の除去等必要な措置を講じることができる。	法６６条に基づく避難誘導を行う職員の措置等について記載
第４章　救援 ４ 医療活動の実施 （Ｐ８３）	②　知事は、必要に応じ、消防庁長官及び防衛庁長官に対し、患者の医療機関への搬送を要請する。	②　知事は、必要に応じ、国に対し、特殊な医療の実施等を要請するとともに、消防庁長官及び防衛庁長官に対し、患者の医療機関への搬送を要請する。	国は、ＮＢＣ等に対応した特殊な医療を実施することとなっているため記載
第６章　武力攻撃災害への対処 第２　応急措置等 （Ｐ９４）		<全文挿入> １　事前措置 ⑴　市町村長による事前措置 市町村長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、法第111条第１項の規定により、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者等に対し、武力攻撃災害の拡大を防止するために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講じるべきことを指示するものとする。 ⑵　知事による事前措置 知事は、⑴の場合において、武力攻撃災害の拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、法111条第2項の規定により、⑴の措置を講じる。 府は、当該措置を講じたときは、直ちに市町村長に通知する。 また、自ら⑴の措置を講じることが困難な場合、警察署長又は海上保安部長等に対し、当該措置を講じるよう要請する。 ⑶　警察署長、海上保安部長等による事前措置 警察署長は、市町村長又は知事から要請があった場合、⑴の措置を講じることができる. また、当該措置を講じたときは、直ちに市町村長に通知するものとされている。 なお、海上保安部長等についても、事前措置ができるものとされている。	法１１１条に基づく武力攻撃災害の拡大防止のための事前措置について記載

4　応急公用負担等 （Ｐ９６）	⑴ 知事による応用公用負担等 ・・・・・やむを得ない場合にのみ措置を講じることに留意する。	・・・・やむを得ない場合にのみ措置を講じることに留意する。 ②　府は、自ら①の措置を講じることが困難な場合、警察官又は海上保安官に対し、①の措置を講じるよう要請する。 ⑵ 警察官、海上保安官による応急公用負担等 警察官は、市町村長若しくは知事による⑴の措置を待ついとまながないと認めるとき、又は市町村長若しく は知事から要請があったときは、⑴の措置を講じることができる。 なお、海上保安官についても、応急公用負担等の措置ができるものとされている。	法１１３条に基づき、知事は、警察官、海上保安官に応急公用負担の措置の実施要請等ができることから、記載
第４　ＮＢＣ攻撃による災害への対処 （Ｐ１０４）		＜全文挿入＞ ⑺ 土地等への立入り 知事又は府警察本部長は、汚染拡大防止措置を講じるため必要があると認めるときは、法第109条の規定により、その職員に、他人の土地、建物その他工作物等に立ち入らせることができる。 この場合、知事又は府警察本部長は、その職員の安全の確保に十分に配慮する	法１０９条に基づき、知事や府警本部長は、ＮＢＣ攻撃の汚染拡大防止のため、職員を土地等に立ち入らすことができることから記載
第９章　文化財の保護 1　文化財の保護 （Ｐ１１０）	1　文化財の保護 府教育委員会は、・・・・・・・条例に基づき、適切な措置を講じる。	府教育委員会は、・・・・条例に基づき、適切な措置を講じる。 また、府は、武力攻撃災害等からの文化財の保全策について、京都市をはじめとする市町村とともに、国とも連携し、協議・検討を行うものとする。 （同　　左） ＜全文挿入＞ ⑵ 災害発生時における緊急措置等に係る指針の内容の周知・指導 府教育委員会は、文化財の所有者及び管理団体等に対し文化庁が定めた「重要文化財（建造物）耐震診断指針（平成13年３月文化庁文化財部編）」及び「文化財（美術工芸品等）の防災に関する手引き（平成９年６月文化庁文化財保護部編）」を周知し、指導を行うとともに、日常的な防災体制の確立を図ることを通じて、武力攻撃事態等における文化財等の保護を図る。 ⑶ 文化財の被災情報の連絡等 ＜全文挿入＞ ①　府及び府教育委員会は、文化財の所有者及び管理団体等に対し警報や避難の指示などの情報を、的確かつ迅速に伝達する。	文化財の保護は、府の計画の大きな特徴であることから、文化庁の国民保護計画等を参考にして、必要事項を記載

第１１章　交通規制 （２）交通規制の実施 （Ｐ１１７）	①　府警察は………広域的な交通規制を行う。	①　府警察は………広域的な交通規制を行う。 　なお、国の対策本部長により道路の利用指針が定められた場合、その利用指針を踏まえ、適切に交通規制を行う。 ②　府は、武力攻撃災害により道路が破損欠壊し、道路交通の危険があると認められた場合、自ら管理する道路について、通行の禁止及び制限を行う。この際、府警察にその内容を速やかに通知する。	利用指針を踏まえた交通規制を実施することが想定されるため、記載 　道路管理者についても、交通規制を行うこととされているため、記載

第４編　復旧等

第５編　緊急対処事態への対処

主な修正点なし

巻末に府国民保護計画に係る用語集を追加

※　この他、関係機関、関係団体からの意見を踏まえ、字句等の修正を行っている。